

東京都医師国民健康保険組合規約

第 1 章 総 則

(名称及び目的)

第 1 条 この組合は、東京都医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）と称し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）に基づいて、組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(事務所の所在地)

第 2 条 組合は、主たる事務所を東京都中央区日本橋室町四丁目 1 番 21 号に置く。

(地 区)

第 3 条 組合は、東京都（島しょを除く）、神奈川県、千葉県、埼玉県及び茨城県（取手市、利根町、龍ヶ崎市、守谷市、常総市、つくばみらい市、つくば市、牛久市、阿見町、土浦市）の区域をその地区とする。

(公告の方法)

第 4 条 組合の公告は、組合の掲示場に掲示し、かつ組合報に掲載して行う。

第 2 章 組 合 員

(組合員の範囲)

第 5 条 組合員は、医療・福祉の事業又は業務に従事する東京都医師会会員である医師及び当該医師が開設し又は管理者である東京都の区域の医療機関及び福祉施設に勤務する者で、第 3 条に定める地区内に住所を有する者及び組合に使用される者とする。

2 組合員が、医療・福祉の事業又は業務に従事する者であることの判定基準は、別に定める。

(組合員の種別)

第 5 条の 2 組合員は、次の 4 種とする。

- 一 第 1 種組合員
- 二 第 2 種組合員
- 三 第 3 種組合員
- 四 第 4 種組合員

2 第 1 種組合員は、東京都医師会会員である医師（以下「都医師会員」という。）であって、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）第 50 条に規定する被保険者ではない者とする。

3 第 2 種組合員は、第 1 種組合員又は第 3 種組合員（第 8 条第 4 項又は第 5 項に該当する場合は、第 1 種組合員又は第 3 種組合員であった者）に雇用される者であって、高齢者医療確保法第 50 条に規定する被保険者ではない者及び組合に使用される者とする。

4 第 3 種組合員は、都医師会員であって、高齢者医療確保法第 50 条に規定する被保

険者である者とする。

- 5 第4種組合員は、第1種組合員又は第3種組合員（第8条第4項又は第5項に該当する場合は、第1種組合員又は第3種組合員であった者）に雇用される者であつて、高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である者とする。
- 6 第1種組合員又は第3種組合員に雇用される都医師会員は、第3項又は第5項の規定を適用せず、第2項又は第4項の規定を適用する。

（被保険者の範囲）

第6条 組合は、組合員及び組合員の世帯に属する者をもって被保険者とする。ただし、法第6条各号（ただし、第10号は、他の国民健康保険組合の被保険者と読み替えるものとする。）に該当する者を除く。

（加入の申込）

第7条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、所属の医師会を通じ、その旨を組合に申し込まなければならない。ただし、第2種組合員又は第4種組合員として加入の申し込みをしようとする場合、当該加入申込者を雇用する都医師会員が、第1種組合員又は第3種組合員として加入していないとき（第8条第4項又は第5項の場合を除く。）は、第1種組合員又は第3種組合員として同時に加入の申し込みをしなければならない。

- 2 前項において、第3種組合員及び第4種組合員として加入の申し込みをしようとする場合は、当該加入申込者の個人番号の記載は必要としない。
- 3 第1項の加入の申し込みをした者は、常務理事が加入の申し込みを受理した日に組合員となる。
- 4 前項の決定は、第1項の申し込みをした日から1カ月以内にしなければならない。
- 5 被保険者である資格を有する者の一部を除いて加入することはできない。

（変更の届出）

第7条の2 第7条第1項に掲げる事項に変更があつたときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、所属の医師会を通じ、その旨を組合に届け出なければならない。

（後期高齢者医療制度の適用を受けた組合員の届出）

- 第7条の3** 高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者となつた組合員が、引き続き組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。
- 2 前項に規定する組合員が、高齢者医療確保法第50条第2号に該当しなくなった場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

(任意脱退及び資格喪失の特例)

第8条 組合員は、組合を脱退するにはおおむね 1 カ月の予告期間において、あらかじめ通知しなければならない。

2 第1種組合員が、組合員資格を喪失したときは、当該組合員に雇用される第2種組合員及び第4種組合員は、同時にその資格を失う。

3 第3種組合員が、組合員資格を喪失したときは、当該組合員に雇用される第2種組合員及び第4種組合員は、同時にその資格を失う。

4 第3種組合員が、組合員資格を喪失する場合、当該組合員に雇用される第2種組合員及び第4種組合員について、組合員資格を継続させることに同意したときは、当該第2種組合員及び第4種組合員は、その資格を継続することができる。

5 前項の規定は、第1種組合員が、高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者になるため、組合員資格を喪失する場合に準用する。

(除名)

第9条 次の各号の一に該当する組合員は、理事会の議決によって除名することができる。

一 正当な理由がないのに保険料の納付期日後 6 ヶ月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき。

二 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申し込みに当って虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。

2 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することはできない。

3 前項の通知を受けた組合員は、その通知を受けた日から 3 週間以内に理事会に対して異議の申し立てをすることができる。

4 理事会は、前項の異議の申し立てを受けたときは、当該組合員から事情を聴取のうえ、申し立てを受けた日から 3 週間以内に裁決してなければならない。

第3章 保 険 給 付

(一部負担金)

第10条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなくてはならない。

一 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3

二 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2

三 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2

四 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

(出産育児一時金)

第 1 1 条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し出産育児一時金として 438,000 円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに 12,000 円を加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第 2 項において同じ。）、又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行なわない。

(葬 祭 費)

第 1 2 条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行なう者に対し葬祭費として 100,000 円を支給する。但し、第 1 種組合員又は第 2 種組合員が死亡したときは、100,000 円を加算して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金)

第 1 2 条の 2 組合は、給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に 0.5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、0.5 円以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金と給与等との調整)

第 1 2 条の 3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感

感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

(第12条の2の規定による傷病手当金の支給対象にならない被保険者(第1種組合員に限る。)に対する傷病見舞金)

第12条の4 組合は、第12条の2の規定による傷病手当金の支給対象にならない被保険者(第1種組合員に限る。)が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について傷病見舞金を支給する。

2 傷病見舞金の額は、1日につき、15,000円とし、支給期間はその支給を始めた日から起算して90日を超えないものとする。

(他の法令による保険給付との調整)

第12条の5 第12条の2、第12条の3及び第12条の4に規定する傷病手当金及び傷病見舞金の支給は、同一の疾病、負傷又は死亡について他の法令の規定によりこれに相当する支給を受けることができる場合には行わない。

第4章 保 健 事 業

(保健事業)

第13条 組合は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者(以下この章において「被保険者等」という。)の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。

- 一 感染症その他の疾病の予防
- 二 健康診断
- 三 リクレーション
- 四 健康家庭の表彰
- 五 保養所
- 六 その他被保険者等の健康の保持増進並びに厚生のために必要な事業

第14条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は理事会において別に定める。

第15条 被保険者等でない者に第13条の保健事業を利用させる場合の利用料については、理事会において別に定める。

第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第16条 組合員は、保険料として、第1号から第3号までのいずれかの額と第4号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

一 第1種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 国民健康保険事業に要する費用【高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに第3種組合員と第4種組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。】に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。） 27,500円

ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） 5,000円

ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） 5,500円

二 第2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 13,500円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額 5,000円

ハ 介護納付金賦課額 5,500円

三 第3種組合員及び第4種組合員については、当該組合員の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額 1,000円

四 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 7,500円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額 5,000円

ハ 介護納付金賦課額 5,500円

(賦課期日)

第17条 保険料の賦課期日は、毎年4月1日とする。

(納 期)

第18条 保険料は、毎月末日までにこれを納付しなければならない。

(保険料の変更)

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者がある場合、又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属す

る被保険者が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から、月割をもって算定した第16条の額とする。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は組合員の世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、月割をもって算定した第16条の額とする。

（納額告知）

- 第20条 保険料の額が決定したときは、理事長はすみやかに、これを組合員に通知しなければならない。

（催促手数料）

- 第21条 保険料の催促手数料は、催促状1通について郵送に要した金額とする。

（延滞金）

- 第22条 納期限までに保険料を納付しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2千円以上であるときは、当該金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は延滞金を徴収しない。

- 一 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。
- 二 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。
- 三 その他特別の事由があると理事長が認めた場合。

（保険料の納付期限の延長）

- 第23条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内の期限を限って徴収猶予することができる。

- 一 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する

- 災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- 二 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。
- 三 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

(保険料の減免)

第24条 理事長は、災害その他特別な事情により生活が著しく困難となった組合員がある場合、その者の申請によって、必要があるとみとめられるときは保険料を減免することができる。

第6章 組 合 会

(組合会議員の定数)

第25条 組合会議員の定数は、59人とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

第26条 組合会議員は、第1種組合員及び第3種組合員が、各選挙区において選挙する。

2 選挙区および選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。

(任 期)

第27条 組合会議員の任期は、改選の年の7月1日から起算して2年とする。ただし、補欠議員の任期はその前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

第28条 組合会は、法第27条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- 一 特別積立金の繰替使用
- 二 別途準備金の設定並びに使用
- 三 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更

(組合会の種類)

第29条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

第30条 通常組合会は、理事会の議決により毎年3月中に招集するのを常例とする。

第31条 臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集することができる。

(組合会の招集手続)

第32条 組合会の招集は、会日の7日前までに会議の目的たる事項及び日時、場所等を明示した書面を組合会議員の住所にあてて送付して行うものとする。

(緊急議決)

第33条 組合会においては、出席した議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、法第27条第1項に掲げる事項については、この限りでない。

(組合会議長、副議長)

第34条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。

2 議長及び副議長の任期は組合会議員の任期による。

(組合会の議事録)

第35条 組合会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した組合会議員2名が署名しなければならない。

第7章 役員及び職員

(役員の数)

第36条 理事の定数は15名とする。

2 監事の定数は2名とする。

(理事長)

第37条 理事のうち1名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

第38条 理事のうち2名を副理事長とし、理事がこれを互選する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

(常務理事)

第39条 理事のうち2名を常務理事とし、理事がこれを互選する。

2 常務理事は、常時、組合の業務を掌理し、理事長及び副理事長とともに事故あるときは、その職務を代行する。

(法令遵守(コンプライアンス)担当理事)

第39条の2 理事のうち1名を法令遵守(コンプライアンス)担当理事とし、理事がこれを互選する。

2 法令遵守(コンプライアンス)担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守(コンプライアンス)に関する組合の業務を行う。

(役員任期)

第40条 理事及び監事の任期は、役員改選の組合会開催日又は7月1日のいずれか遅い日から翌々年の6月30日までとする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではなお、従前の職務を行うものとする。

(役員選挙)

第41条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1をこえる者が欠けたときは、3カ月以内に補充しなければならない。

(理事の職務)

第42条 理事は、法令、規約及び組合会の議決を尊重し、組合のため忠実にその職務

を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

3 理事は、組合会の決議により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼職の禁止)

第43条 監事は、組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

(監事の職務)

第44条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第45条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別に定める。

(役員解任)

第46条 第1種組合員及び第3種組合員は、その総数の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときはこの限りでない。

3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付し、かつ、組合会の会日から10日前までにその請求に係る役員に第1項の書面を送付し、かつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の規定による解任の請求について、組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

(協力員)

第47条 組合に協力員をおくことができる。

2 協力員は、理事会において別に定める組合の業務を行う。

(職員)

第48条 組合に次に掲げる職員を置く。

一 参事

二 副参事

三 主事

四 副主事

五 事務員

六 その他の職員

2 理事長は、理事会の同意を得て、参事のうちから事務局長を任免する。

- 3 事務局長は、職員を統括し、理事会の決定に従いこの組合の事務を誠実に行わなければならない。
- 4 職員は、理事長が任免する。
- 5 職員は、事務局長の事務を補佐する。
- 6 職員の給与は、理事会において別に定める。

第8章 理事会

(理事会の招集)

- 第49条** 理事会は、必要に応じ理事長が招集し、理事長がその議長となる。
- 2 理事会の招集は、会日の7日前までに、会議の目的たる事項及び日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

(理事会の決定事項)

- 第50条** 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。
- 一 組合会の招集及び組合会に提出する議案
 - 二 組合業務運営の具体的方針の決定
 - 三 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
 - 四 その他この規約に定める事項

(理事会の議事)

- 第51条** 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは議長の決することによる。
- 2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により理事会の議事に加わることができる。
 - 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

- 第52条** 理事会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事1名が署名しなければならない。

第9章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備え付け及び閲覧)

- 第53条** 理事長は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。
- 2 組合員はいつでも、理事長に対し前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、理事長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

- 第54条** 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。
- 一 保険料並びに使用料及び手数料

- 二 補助金及び負担金
- 三 寄附金その他の収入

(特別会計)

第55条 組合は、組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 特別会計に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(財産の管理)

第56条 組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 有価証券は、确实なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- 二 積立金は、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- 三 現金は、金融機関に預け入れること。
- 四 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。

(積立金)

第56条の2 この組合は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）第20条第2項の規定に基づき、次の積立をすることができる。

- 一 役職員退職積立金
- 二 事務所建設準備金

2 積立金に関し必要な事項は別にこれを定める。

(決算関係書類の提出、備え付け及び閲覧)

第57条 理事長は、決算の認定を付議する臨時組合会の会日の7日前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 理事長は、監事の意見を添えて前項の書類を臨時組合会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員は、いつでも、理事長に対し第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第58条 組合員は、総組合員の3分の1以上の同意を得て、いつでも、理事長に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第10章 支 部

(支 部)

第59条 組合に支部を置くことができる。

2 支部に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第 1 1 章 雑 則

(保険請求の制限)

第 6 0 条 組合員及び組合員の属する保険医療機関の開設者(以下「開設者」という。)は、次に掲げる場合、この組合に対して療養に要した費用について請求を行わないものとする。

- 一 組合員又は開設者及びその世帯に属する被保険者が、当該組合員又は開設者が開設する保険医療機関から療養を受けたとき。
- 二 組合員又は開設者の世帯に属する被保険者が、その世帯に属する者の療養を受けたとき。
- 三 組合員及びその世帯に属する被保険者が、当該組合員の勤務する保険医療機関から療養を受けたとき。

(規則及び規程)

第 6 1 条 この規約の定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により規則又は規程をもって別に定める。

第 1 2 章 罰 則

第 6 2 条 組合は、組合員が法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 10 万円以下の過怠金を課する。

第 6 3 条 組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、法第 113 条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは 10 万円以下の過怠金を課する。

第 6 4 条 組合は、偽りその他不正の行為により、保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第 6 5 条 前三条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第 6 6 条 第 62 条から第 64 条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。

附 則

(保険料の賦課額)

91. 第 16 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(組合会議員の定数)

92. 第 25 条の規定は、認可の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金)

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金と給与等との調整)

(第 12 条の 2 の規定による傷病手当金の支給対象にならない被保険者(第 1 種組合員に限る。)に対する傷病見舞金)

(他の法令による保険給付との調整)

93. 第 12 条の 2、第 12 条の 3、第 12 条の 4 及び第 12 条の 5 の規定は、認可の日から施行し、傷病手当金又は傷病見舞金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から理事長が別に定める日までの間に属する場合に適用する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金)

(第 12 条の 2 の規定による傷病手当金の支給対象にならない被保険者(第 1 種組合員に限る。)に対する傷病見舞金)

94. 第 12 条の 2、及び第 12 条の 4 の規定は、認可の日から施行し、傷病手当金又は傷病見舞金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から理事長が別に定める日までの間に属する場合に適用する。

(新型コロナウイルス感染症の PCR 等検査の自家診療の特例)

95. 第 60 条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査となる PCR 検査又は抗原検査については、当該検査費用(検査判断料を含む。)についての請求ができるものとする。この附則は、認可の日から施行し、令和 2 年 3 月 6 日から適用する。

(出産育児一時金)

96. 第 11 条第 1 項の規定は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

2. この規約の施行日前に出産した被保険者にかかる出産育児一時金の額については、なお従前の例による。